

保護者各位

立山町立利田小学校

インフルエンザ感染による出席停止及び治癒報告書の提出について（依頼）

これまで、学校において予防すべき感染症は、医師が記載する治癒証明書（又は登校許可証明書など）を提出していただいておりますが、このたび国及び県の通知を受け、インフルエンザ感染については、**保護者が記入する治癒報告書（裏面参照）**を提出していただくこととしますので、よろしくお願いします。

出席停止の期間の基準は、**「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」**です（**解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません**）。ただし、**当該期間を経過した後も体調がすぐれない等、休養が必要な場合は、無理な登校を控えるようお願いします。**

また、インフルエンザに感染した児童生徒は、法令の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数には含まれません。登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。